

令和 7 年度 算定基礎届の提出について

名古屋薬業健康保険組合

算定基礎届は、7月1日現在における被保険者全員について、4月・5月・6月に支払われた給与の額を届けていただき、新しい標準報酬月額を決定するための大切な届書です。

この届書により決定された標準報酬月額は、今後の給与に著しい変動がない限り、本年9月分から翌年8月分までの保険料や保険給付の計算の基礎となります。

なお、届出内容に疑義がある場合は突合等の調査をさせていただく事もありますので、あらかじめご了承ください。

算定基礎届は、短期間に事務処理を完了する必要がありますので、提出期限までにお届けいただきますようご協力をお願いいたします。

[令和7年度変更事項]

- ① 令和7年4月から食事に係る現物給与の価額が一部改正されました。
(※ 詳しくは14ページをご覧ください)
- ② 組合独自の専用回線「KOSMO Communication Web」を利用して電子申請ができるようになりました。